

委託契約書(案)

委託業務の名称 令和7年度狩猟魅力発信事業

委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

委託の期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和8年1月15日

上記の委託業務について、委託者 福島県 を甲とし、受託者 を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了し、仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。

2 仕様書に明示されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

(契約の保証)

第2条 乙は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納めなければならない。ただし、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第4条 甲は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員を置くことができる。

2 甲は、前項により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。

3 監督員は、この契約並びに設計図書に定められた事項の範囲内において必要な監督を行い、第6条に規定する主任技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

(委託業務実施状況の報告等)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(主任技術者)

第6条 乙は、委託業務の実施について、自己に代わって技術上の管理を司る主任技術者を置き、この契約締結後速やかに主任技術者の氏名等を書面で甲に提出しなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。
- 3 消費税法等の改正等により消費税率に変動が生じた場合は、相当額を加減した額を契約金額に変更する。

(乙の請求による履行期限の延長)

第8条 乙は、天災その他その責に帰すことができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、その事由を付した書面により、甲に履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第9条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(完了及び検査)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、完了届に成果品を添えて、遅滞なく甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に提出された成果品について検査をしなければならない。
- 3 第2項の検査の結果不合格となり、成果品について修補を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該修補を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。
- 4 乙は、前項の規定により命ぜられた修補を完了したときは、甲に修補完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第2項の規

定を準用する。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第12条 乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みがあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。

3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限（第6条第1項及び第7条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

4 甲の責に帰すべき事由により、第11条第2項の規定による委託料の支払が遅れたときは、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき第3項及び前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(談合による損害賠償)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第16条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に定める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならぬ。

(公表等の取り扱い)

第14条 乙は、あらかじめ甲の承認を受けた場合のほかは、委託業務実施の結果を公表してはならない。

2 乙は、委託業務の遂行上知り得た事項を甲の許可なく他に漏らしてはならない。

(契約不適合責任)

第15条 甲は、第10条第2項又は第4項の規定による検査に合格した日から3年間、乙に対して成果品の契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）の修補を請求し、又はその修補に代え若しくはその修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

一 履行期限内に事業を完了しないとき、又は履行期限内に完了の見込みがないと明らかに認められるとき。

二 事業に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認められたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 乙が、解約を申し出たとき。

五 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

六 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者をその他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 第16条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（遅延利息等の相殺）

第18条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときはさらに追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金に係る債権につきその保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提

出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(一括再委託等の禁止)

第19条 乙は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(補 則)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 委託者 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙 受託者

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態

が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

令和7年度狩猟魅力発信事業仕様書（案）

1 趣旨

本仕様書は、令和7年度狩猟魅力発信事業業務を委託するにあたり、委託契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務名

令和7年度狩猟魅力発信事業

3 業務の目的

地域における野生鳥獣の捕獲従事者の減少、高齢化は本県に限らず全国的な問題となっており、新規狩猟者の確保は喫緊の課題である。本業務では、新規狩猟者の確保に向けて、狩猟の魅力や社会的意義等を、講演会をメインとしたイベントを通して発信し、これまで狩猟を知らない、関心を持たなかった層の狩猟に対する興味・関心の喚起を図り、新規狩猟者の増加に繋げる。

4 履行期間

委託契約の締結日から令和8年1月15日(木)まで

5 業務の概要

- (1) 業務打合せ（業務着手時1回）
- (2) イベントの企画運営（3回）

なお、イベントの企画運営については、「6 業務の詳細」に記載する条件を踏まえ、狩猟の魅力を発信するイベントを企画運営すること。

6 業務の詳細

- (1) コンセプト

現役狩猟者の講演会やトークセッション、展示やアトラクションを通して、これまで狩猟に関心のなかった層に対し、狩猟の魅力や社会的意義、新規狩猟者確保の喫緊性を発信し、狩猟を身近に感じてもらうとともに、興味・関心の喚起を図る。

- (2) 対象者

狩猟免許未取得者等で狩猟に興味のある人

ターゲットとすべき年齢層、属性等については提案すること

- (3) イベントの内容

- ・演者による講演を1時間程度行うこと
- ・講演のほかに、トークセッション、狩猟体験ブース、ジビエ料理体験、各種展示ブースなどの企画を実施すること。

講演のテーマ、講演以外の企画についてはコンセプトを踏まえて提案すること。具体的なイベントの時間についても併せて提案すること。

また、本県では新規狩猟者の確保に関して、狩猟免許試験に合格しても、獵友会への入会方法や狩猟の始め方が分からず、狩猟を始めるに至らないという方が多いという課題がある。このような課題を解決するのに効果的な講演や企画についても提案すること。

(4) 演者

上記のコンセプト、対象者を踏まえて十分な集客が見込める演者を提案すること提案にあたっては、実現可能性も記載すること。

(5) 開催場所

県内3会場で実施すること。

イベントのコンセプトや内容が実現可能で、対象者の来場が見込める県内の会場を提案すること。

(6) 開催規模

各会場、参加者50名以上のイベントとする。

具体的な規模感については提案すること。

(7) 開催時期

イベント参加者が狩猟免許の受験に繋がるように開催時期を提案すること。

なお、令和7年8月（会津）、9月（いわき）、10月（郡山）に狩猟免許試験が実施される予定（応募締切は試験の1か月前）。

(8) 実施回数

計3回（各会場1回）

(9) 広報

WEB広告を展開し、ターゲット層に届く広報を展開すること。

また、イベント後、イベントに参加しなかった人にも広く狩猟の魅力が伝わるよう、イベントの内容等を県HPやその他（提案による）で紹介すること。

その他、ターゲット層に届けるために効果的な広報手段、回数を提案すること。また、イベント後の広報については、広く狩猟の魅力が伝わるよう広報手段を提案すること。

(10) その他

イベント時にアンケートを実施し、感想や狩猟免許取得への関心度等を調査すること。

また、狩猟免許取得を希望する参加者に対し、来年度以降、委託者からアプローチできるように名簿等を作成すること。

7 委託料に含まれる経費

- (1) 事業運営に関する人件費
- (2) 演者やゲストの謝金・報償費、旅費
- (3) 会場使用料
- (4) 講演会の広報費用（チラシ作成、その他）
- (5) 打合せに係る経費
- (6) その他上記の実施に必要な管理費等の経費

8 提出書類

受託者は、以下の書類についてそれぞれ定められた時期に提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（様式第1号）（契約締結後速やかに）
- (2) 主任技術者通知書（様式第2号）（契約締結後速やかに）
- (3) 業務計画書（任意様式）（契約締結後速やかに）
- (4) 委託業務完了届（様式第3号）（業務完了後、遅滞なく）
- (5) その他、県が必要と認める書類

9 成果物及び納品場所

(1) 成果物

- ・イベント開催結果報告書 1部（紙及びデータ）
- ・講演会におけるアンケート用紙（参加者から回収したもの）
- ・アンケート結果をまとめたもの（紙及びデータ）

(2) 納品場所

生活環境部自然保護課（福島県庁西庁舎10階）

10 個人情報の取得・保護・管理等

- （1）受託者が本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- （2）受託者は個人情報の保護について十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- （3）受託者は成果品（業務の履行課程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 その他

- （1）受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承諾を得なければならない。
- （2）委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- （3）受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- （4）受託者は、事業を履行するにあたり、第三者の損害を与えたときは、その損害の賠償を行うこととする。
- （5）本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。

(様式第1号)

委託業務着手届

令和 年 月 日

(契約権者) 様

住 所

受託者

氏 名

令和 年 月 日付け契約の下記委託業務は、令和 年 月 日着手しましたので届けます。

記

1 委託業務の名称

2 委託料の額 ¥ _____

3 委託の期間 着手 令和 年 月 日

履行期限 令和 年 月 日

(様式第2号)

主 任 技 術 者 通 知 書

令和 年 月 日

(契約権者) 様

住 所

受託者

氏 名

令和 年 月 日付け契約の 業務について、委託契約書第 条に基づき主任技術者を下記のとおり定めましたので、通知します。

記

1 氏 名

2 生年月日

3 住 所

4 主任技術者が常駐する場所

5 地位・職名等

(様式第3号)

委託業務完了届

令和 年 月 日

(契約権者) 様

住 所

受託者

氏 名

令和 年 月 日付け契約の下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので実績報告書を添えて届けます。

記

1. 委託業務の名称

2. 委託料の額 ¥ _____

3. 委託の期間 着手 令和 年 月 日

履行期限 令和 年 月 日